

○越前町指定管理者候補者選定委員会設置要綱

平成20年9月25日

告示第21号

(目的)

第1条 この告示は、越前町の設置する公の施設における指定管理者の選定について公平かつ適正な執行を確保するため、越前町指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員8人以内で組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

2 前項の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町の職員のうち、町長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政改革推進室において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。